

社会福祉法人 美輪湖の家大津

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美輪湖の家大津（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）並びに評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬額の決定)

第2条 この法人の役員等の報酬額の総額の決定は下記に定める。

- 2 一会計年度の役員等の報酬額の総額は、当会計年度の事業活動収入の3%以内とする。
- 3 評議員の報酬額の総額は定款第9条に定める額とする。

(報酬の支給)

第3条 法人の役員等には、次の通り報酬を支給する。

- 2 理事長、常勤理事の報酬は、評議員会にて決定する。
- 3 役員等の報酬は、評議員会にて決定した金額を理事会・評議員会・監事監査に出席した時のみ1日につき5,000円を支給する。（ただし理事長及び職員給与を受けている役員は含まれない）
- 4 評議員の報酬は、評議員会に出席した時のみ、1日につき5,000円を支給する。

(支給日)

第4条 役員等の報酬は、毎月25日に支払う。ただし、その日が銀行休業日の場合は、前日に繰り上げるものとする。

(旅費等による費用弁償)

第5条 役員等が法人の業務のために出張する場合及び理事会、評議員会及び監事監査への出席に関して発生する旅費等の費用については、その費用を弁償する。

- 2 理事会、評議員会及び監事監査への出席に関して発生する旅費等の費用については、その費用を弁償する。
- 3 前2項における費用弁償額は、役員及び役員等の居住地が往復20キロメートル未満の者は500円、20キロメートル以上の者は1,000円、20キロメートル以上かつ県外の者は2,000円を支給する。

但し県外の者で有料道路を使用した時、理事長が認めた場合に限り別途利用料金を支給する。

4 役員等が理事長の承認を受けて研修等に出席した場合、公共交通機関の実費額を支給する。

5 前4項において理事長の承認を受けて自家用自動車（私有車）を使用した場合は1キロメートルにつき20円で算出した額を支給する。

（改廃）

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は平成24年6月24日から施行する。

この規程は平成28年4月1日から施行する。

この規程は平成28年12月1日から施行する。

この規程は平成30年1月26日から施行する。

この規程は令和2年3月27日から施行する。

この規程は令和3年12月15日から施行する。